

提出者 市議会議員 角 田 修 一  
同 横 山 勝 彦  
同 中 里 修 武  
同 岡 田 修 一

不登校児童生徒に対する多様な学びの場を提供する  
施策の充実・強化を求める意見書

国の調査では、令和3年度に全国の小中学校において30日以上欠席した不登校の児童生徒の数は約24万4,940人で、令和2年度から約4万9,000人増加し過去最多を更新した。

国は、平成29年に教育機会確保法を制定し、個々の不登校児童生徒の状況に応じて必要な支援を行うことなどを基本理念とした。同法に基づく基本指針では、不登校児童生徒の実態に配慮した特色ある教育課程を編成し、教育を実施する学校（以下「不登校特例校」という。）について、一層の設置促進を図ることなどを定めている。

また、令和元年10月に国が発出した通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」では、「不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設など、多様な教育機会を確保する必要がある。」旨が示された。

不登校特例校やフリースクールについては、学習、教育相談、体験などの活動は、様々な事情により学校生活になじめない児童生徒の社会的自立に向けた学びの場として、大変重要な役割を果たすようになっている。

しかしながら、全国で約500か所とされるフリースクールは、就学支援金などの国の支援はなく、一部の自治体による助成にとどまっている。平成27年の国の調査では、保護者の負担は入学金、授業料、交通費などで年間約40万円程度となっており、家庭にとっても大きな負担となっている。

加えて、不登校特例校は、現在、公立の12校を含めて全国に21校しか設置されていない状況であり、私立では経済的負担が大きいという理由から入学を断念する児童生徒も少なからず存在する。

よって、国においては、不登校児童生徒に対する多様な学びの場を提供する施策を充実・強化するため、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 都道府県や市区町村による不登校特例校の設置が進むよう、設立・運営に関し、さらなる財政的・制度的支援を図ること。
- 2 フリースクールをはじめとした不登校児童生徒の学校以外での多様な学習活動に対する保護者負担軽減のための経済的支援を早急に実施するとともに、フリースクール等に対する財政支援を実施すること。
- 3 不登校児童生徒、不登校特例校やフリースクールに関する実態調査を実施し、実態に即したきめ細かな施策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日  
衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 あて  
文部科学大臣  
厚生労働大臣